

2 「進取果敢」の学制改革

～日本人のための6・3・3制教育制度～



三羽 光彦
SAMPA Mitsuhiko

芦屋大学／臨床教育学部／教育学科／特任教授

6年制の小学校に3年制の中学校が続き、その後3年制の高等学校が設けられる6・3・3制は昭和22年の学校教育法において制定された。それまでの学制を撤廃し、6・3・3制の導入に踏み切った背景にはどのような目的と理念があったのだろうか。現在まで続く学校制度の起源を知る。

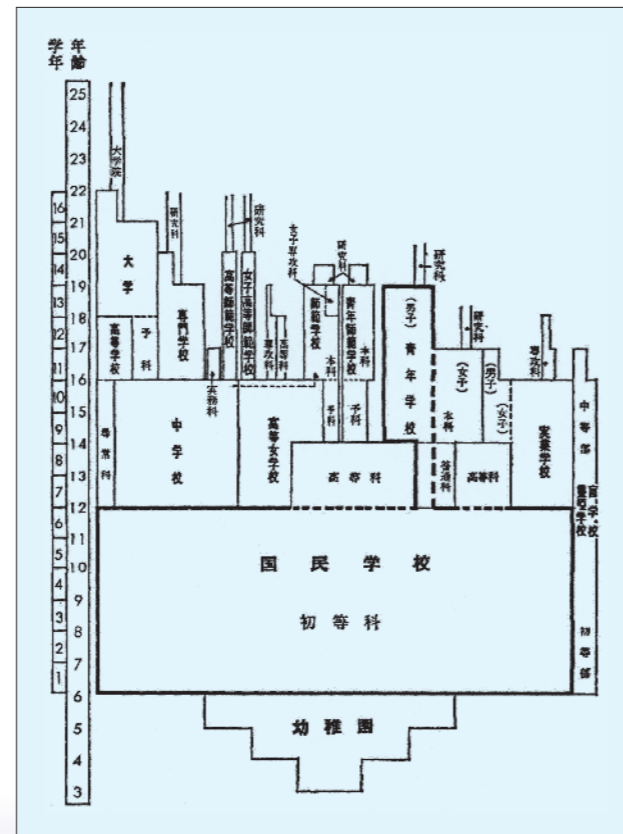
戦前日本の複線型学校体系

現在の日本では、小学校を卒業して進学する学校はいうまでもなく中学校である。誰もが中学校で学ぶことは権利であり義務である。しかし戦前はまったく異なっていた。国民学校初等科（尋常小学校の後身）については国民共通の義務教育課程であったが、その上の課程は、初等教育の延長である国民学校高等科（高等小学校の後身）と中等教育である中学校、高等女学校、実業学校などに複雑に分かれていた。人々は学力や希望ではなく、家庭の経済や性別等によって進路を決定せざるをえなかったのである。

戦前昭和期においても、都市部で5割強、農村部では7割強が初等教育の延長である国民学校高等科に進んだ。そしてそこを出た者のほとんどが、農業などの家業に従事するか工場や商店の労働者となった。他方、旧制中等学校へは全国平均で全体の2割程度しか進学できなかった。したがって中等教育は大部分の国民に閉ざされていたのであった。

さらにその上の大学への予備課程である旧制高等学校に進学する者もいたが、そうした特権的な人々は同一年齢層の男子の1%程度であった。その出身階層は結果的に地主や富裕な都市中間層に限られており、アカデミックな教養を享受し日本の支配層となることが予定されていた。旧制高等学校からは、進学先を選ばなければ帝国大学（内地7校、外地2校）のいずれかには入学できたからである。

要するに、戦前の複線型学校体系は学力のみならず、家庭の経済状況・文化的背景・地理的条件・性別などによって人々を選別し、全体として戦前日本の支配体制を再生産するよう機能していたのであった。

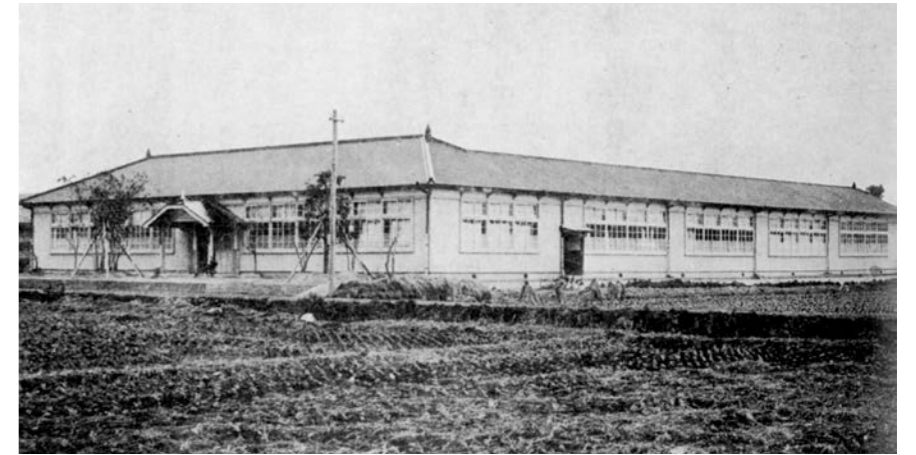


昭和19(1944)年の学校体系図
(文部省『学制百年史・資料編』(1981年)より)

6・3・3制の内発性

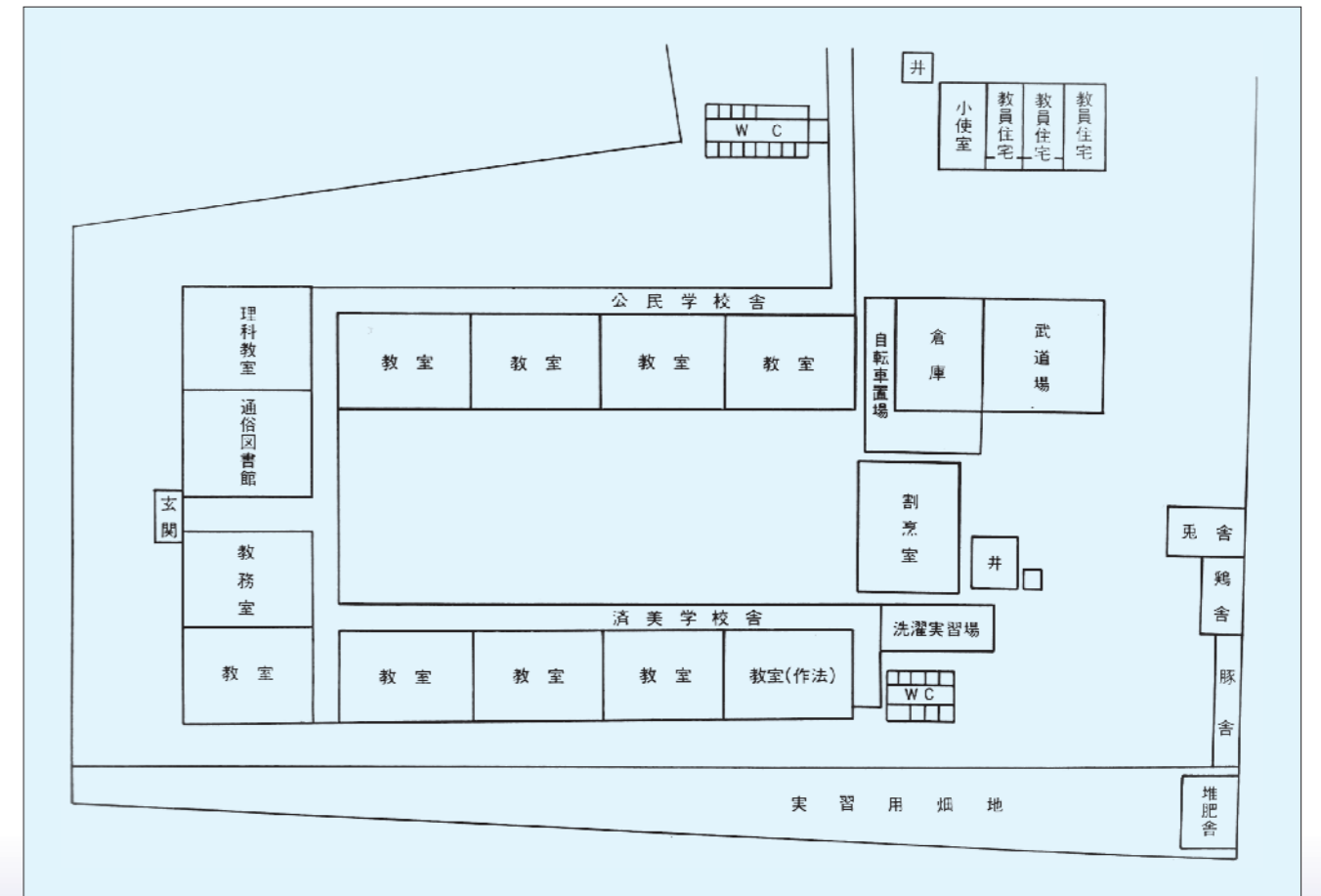
戦後日本の学制改革は民衆に大いに歓迎された。特に農村では、新制中学校は村の将来の発展のために重視され、その設置は村政の最重要課題として取り組まれた。農地改革が村の生産的基礎とされたように、新制中学校は村の人づくりの基礎とされたのである。

筆者は近年、戦前昭和期の農村を研究しているが、その理由は戦間期（第一次世界大戦終結～第二次世界大戦勃発）に、村政改革と並行して教育改革を行う事例が多いからである。そして、そうした改革が6・3・3制への前史ともいえる場合が多いことに驚いている。ここではその一例として徳島県松茂村（現在の松茂町）を紹介しておきたい。



松茂公民学校・済美女学校全景 (出典:松茂町『松茂町誌』中巻)

三木正三郎（藍商人の三木家として有名な地方財閥出身）は東京高等商業学校（現在の一橋大学）卒業後、米国に留学し、帰国後大阪高等商業学校（現在の大阪公立大学）教諭を経て実業家として活躍していたが、大正13(1924)年、郷里松茂村の求めに応じて村政を担った。小作地を買収し自作



松茂公民学校・済美女学校平面図 (出典:松茂町『松茂町誌』中巻)



阿部重孝 (1890～1939年)
(https://commons.wikimedia.org/wiki/Category:Shigetaka_Abe)

農を創設する長期計画を策定するとともに、高等小学校を廃止し、男女の実業補習学校（青年学校の前身）を改革して松茂公民学校と済美女学校と称する学校を設置した。幼稚園や小学校に続く一種の「農村中等学校」として改革するためであった。

こうした事例は多々あり、このような地域民衆の動きと軌を一にした6・3・3制への改革構想は、1920年代後半から研究者や官僚の一部にも見られた。研究者としては野口援太郎（帝国教育会理事）、川本宇之介（東京市政調査会）、阿部重孝（東京帝国大学）らである。野口は高等小学校を「民衆的な中等学校」とすることを提言し、川本や阿部は米国の改革を参考に、高等小学校を廃止して6・3・3制とすることを提唱した。また、政府部内では、昭和研究会などによる革新官僚の一部が6・3・3制を構想している。そうした改革案は戦時体制のなかでも検討されたが、結局、戦後まで実現しなかった。

しかし、こうした遺産を背景として、日本側は戦後来日した米国教育使節団に対し、その勧告のなかに6・3・3制を明示するよう働きかけることとなった。今日でも、6・3・3制の実施は米国の押しつけによるという俗論がしばしば見受けられるが、こうした事実を照らせばそれが間違いであることが明らかである。



「関谷学園」の校長（「せきかわ歴史とみちの館」所蔵）

6・3・3制の試行

文部省の教育研修所所長城戸幡太郎が、昭和21（1946）年夏に6・3・3制の研究指定校を設定した。それが、新潟県関谷村（現在の関川村）に設置した「関谷学園」であった。地元の大地主であり村長の渡邊萬壽太郎の援助を受けて、地元出身の栃木師範学校教授であった佐藤仙一郎を学園長として開校したのであった。当時の農村が期待し、地域に根ざした生産教育を軸とする初等中等一貫教育である6・3・3制を初めて具現化するものであった。残念ながら新学制の実施によりその試行はわずかな期間に終わったが、それは、研究機関と地域自治体による6・3・3制創造の貴重な歴史的遺産である。

これを記念して、現在「関谷学園」を継承する関川小学校の門の傍らに、「日本六三三制発祥の地」と刻まれた石碑が建っている。なお、この碑の建設に際して、学校では6・3・3制か6・3制かどちらにすべきかを文部省に問い合わせ、その結果6・3・3制にしたといわれている。

6・3・3制の本質

ところで、用語として6・3・3制か6・3制かということであるが、筆者は6・3・3制と呼ぶ方が適切であると考えている。それは、新学制発足時には高等学校まで含んだ初等中等教育が一連のものともみなされていたからである。現に当時は6・3・3制という用語が多用されていた。さらに、6・3・3制の本質は年限区分ではないということを押さえて

おきたい。年限が問題ではなく、初等中等教育が単線型として下から連続的に接続し、すべての人に中等教育を開放することがその本質であるからだ。

そうすると、その改革は当然に教育内容にまで影響を与える。中等教育の内容に、従来までのアカデミックな普通教育に加え、公民教育や職業教育が導入されたため、中等教育の性格は変化せざるをえない。教育内容がいわば大衆化したのである。そして、中等教育は制度としても一元化し民主化することになる。こうした中等教育の大衆化・民主化をめざした改革が6・3・3制であった。

それを徹底するため、戦後日本は財政ひっ迫のなか、あえて前期中等教育（中学校）段階の義務化を実施し、後期中等教育（高等学校）の準義務化をめざした。加えて、男女共学・総合制（普通教育と専門教育の総合化）・小学区制のいわゆる高校3原則を指針として、中等教育を大衆化・民主化したのであった。

学校教育法案の提案理由説明では、この点を「教育の機会均等」「普通教育の普及向上と男女の差別撤廃」として解説している。言い換えれば一般大衆への知の開放であり、教育の制度および内容を、民主主義社会実現の基礎として転換したのであった。

6・3・3制の変質

戦後すぐには、校舎のない「青空教室」、農村の定時制高等学校分校、新制中学校の宿直室など、そこかしこで青年と教師たちは、戦争と貧困という影を負いながら、日本の再建と自己の大望、学問と芸術について熱く語り合った。中等教育を我が物とした青年は意気軒高であった。青年の学びへの情熱はきわめて高く、高度経済成長期をけん引した「進取果敢」な人々を生み出した。

しかし、1950年代後半から6・3・3制はしだいに変質し始めた。教育委員の任命制への改変、学習



「六・三・三制発祥の地」記念碑（関川小学校校門の左横）

指導要領の法的拘束力の強化、教科書検定による教育内容統制、全国一斉学力テストの実施、教員の勤務評定の実施などによって、教育行政が中央集権的に再編されたのである。その間、6・3・3制は形としては存続していた。しかし、高校3原則の崩壊や高校入試の恒久化によって、高等学校は人々の学びの要求と教養水準を高めるものから、能力主義的な選抜システムに変質させられてしまった。

その変質は、大量生産・大量消費社会には効率的であったかもしれない。しかし受験・偏差値という外在的な要因による学びは人格形成と結びつかなかった。その結果、学習意欲が乏しく自己肯定感の低い若者を生み出すこととなった。そのように育った私たちは、この「失われた30年」の間、「進取果敢」な人々を後追いしつつも、結局のところ自己保身に終始しなかったであろうか。

<参考文献>

- 1) 海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、1971年
- 2) 三羽光彦『高等小学校制度史研究』法律文化社、1993年
- 3) 三羽光彦『六・三・三制の成立』法律文化社、1999年
- 4) 三羽光彦「昭和戦前期徳島松茂村における実業補習学校改革による「公民学校」設置に関する一考察（1）—三木正三郎の村政改革と「農村中学校」構想—」*声屋大学紀要「声屋大学論叢」*77号、2022年
- 5) 三羽光彦「戦後6・3・3制の先導的施行に関する一考察（1）—新潟県の「関谷学園」、その構想と理念」同「戦後6・3・3制の先導的施行に関する一考察（2）—新潟県の「関谷学園」、全村的生産教育の実態」*声屋大学紀要「声屋大学論叢」*72号・73号、2020年